

いよいよご家庭は、できるだけ早く下水道をご利用ください。

供用開始区域内で、まだ下水道に接続されて



6月から下水道・農業集落排水施設の使用料を改定します

下水道使用料			(例) 一般家庭における1カ月当たり使用料			
汚水量	現行使用料	改定使用料	汚水量	現行使用料	改定使用料	引き上げ額
～8㎡ (基本料金)	1,250円	1,150円	20㎡	3,230円	3,430円	200円
9㎡～20㎡	1㎡につき165円	1㎡につき190円	30㎡	5,030円	5,430円	400円
21㎡～50㎡	1㎡につき180円	1㎡につき200円				
51㎡～100㎡	1㎡につき205円	1㎡につき225円				
101㎡～	1㎡につき220円	1㎡につき240円				



市では、快適な生活環境や環境衛生の向上を図るため、これまで下水道事業や農業集落排水事業の普及促進を図ってきました。

下水道事業は、使用料収入によってすべての経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算性の原則が適用されます。しかし、本市の下水道財政は、使用料収入で維持管理費は賄えるものの、借入金の元利償還金までは賄うことができず、財源不足額を一般会計からの繰入金などにより運営していますが、今後も現行料金で運営した場合、相当額の財源不足が生じることになります。

このため、事業の健全な運営を行うために、やむを得ず平均6.1%増の使用料改定をさせていただくことになりました。なお、**新しい使用料は、6月徴収分から適用**します。

今後とも、水洗化の普及促進を図り、効率的な運営による一層の経費の抑制とサービスの向上に努めますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

今後4年間の下水道使用料の見直し (平成24～27年度)

使用料対象経費 (経費総額のうち使用者の方にご負担いただく経費)		
下水道使用料対象経費 23億5,900万円		
維持管理費 7億500万円	資本費 (元利償還金) 16億5,400万円	
<b>① 現行料金の場合</b>		
下水道使用料 12億8,800万円 (経費の55%)		不足額
維持管理費 7億500万円	資本費 (元利償還金) 5億8,300万円	10億7,100万円
<b>② 改定した料金の場合</b> ←増収分		
下水道使用料 13億6,300万円 (経費の58%)		不足額
維持管理費 7億500万円	資本費 (元利償還金) 6億5,800万円	9億9,600万円

問合せ先 上下水道課 (内線442)

滑川市暴力団排除条例を制定しました

本市では、昨年8月1日に富山県暴力団排除条例が施行されたことから、この機会に暴力団排除の気運を一層高め、警察や暴力団放逐運動推進センターなどの関係機関との連携を図りながら、市民、事業者、市が協働して暴排活動に努めることが重要と考え、「滑川市暴力団排除条例」を制定しました。

この条例は、3月市議会定例会で可決され、3月22日に公布し、4月1日から施行するものです。

安全で安心なまちづくりに向け、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問合せ先 総務課 (内線211)

条例の概要

市、市民などの責務	市民などに対する支援、啓発活動
市の事務事業からの排除	青少年に対する教育など
公の施設の利用の制限	祭礼などからの暴力団の排除

条例制定の効果

- ① 社会が一体となった暴力団排除活動の強力な推進
- ② 暴力団の資金源遮断と暴力団の弱体化・壊滅
- ③ 市民の暴排気運の向上と市民の安全で平穏な生活の確保

機能訓練教室

仲間と一緒に教室に参加し、自分の体にあった機能訓練について学びましょう。

- と き ① 6月14日(木) ② 8月29日(水)  
③ 11月27日(火)  
④ 平成25年2月6日(水)  
いずれも13:30～15:30



と ころ 市民健康センター2階 大会議室

対 象 40歳から64歳までの心身機能の低下に対する訓練を必要とする方で、できるだけ全回とも出席できる方(医療などにおけるリハビリテーションを優先する方は対象としません)

内 容 医師による個別相談、理学療法士・作業療法士による指導、リハビリゲーム など

参加費 1回100円

申込み・問合せ先 市民健康センター  
(☎475-8011)

市民のための更生保護相談会

と き 4月6日(金)・13日(金)・20日(金)・27日(金)  
13:00～16:00

と ころ 滑川地区更生保護サポートセンター2階 会議室(シルバー人材センター敷地内)

相談内容 青少年や成年の更生保護に関する疑問や悩みなど

相 談 員 滑川地区保護司会所属保護司2人

問合せ先 滑川地区更生保護サポートセンター  
(☎476-2690)

NHK学園専攻科 \*通信教育\* 教養生コース コミュニティ・ボランティア専攻

「コミュニケーションスキル」「認知症の理解」「災害ボランティア」など多彩な科目から、通信教育で学べます。

学習期間 6カ月間  
出願期間 随時受け付け(出願の翌月から学習開始)  
案内書請求・問合せ先  
NHK学園「専攻科」(☎042-572-3151)

市政情報 メールマガジン 「キラリンメール」



市政トピックス、くらしの情報・イベント情報など、ホットでタイムリーな話題や情報をメールマガジンとしてお届けします。ご希望の場合は、事前に配信登録が必要です。パソコンの場合は、市のホームページ(「キラリンメール」バナー)へ、携帯電話の場合は、モバイルページ(携帯版ホームページ(<http://www.city.namerikawa.toyama.jp/m/>))へアクセスして、配信登録してください。

問合せ先 企画政策課 (内線224)

日本脳炎予防接種について

日本脳炎の予防接種については、平成17年から積極的勧奨が差し控えられていましたが、新たなワクチンが開発され、現在は通常どおり受けられるようになっています。

また、特別措置として、日本脳炎の予防接種が完了していない平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた方は、20歳未満までの間に日本脳炎の予防接種を受けられることになっています。

接種を希望される方は、母子手帳、予診票を持参し、指定医療機関で接種してください。

第2期の予診票が必要な方は、母子手帳を持参し、市民健康センターまでお越しください。

問合せ先 市民健康センター (☎475-8011)

在宅の重度障がい者に 手当が支給されます

特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体が著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。(施設入所中のときや入院期間が3カ月を超えたときは支給されません)

障害児福祉手当

20歳未満で、精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。(障がいを支給事由とする公的年金を受給しているときや施設入所中のときは支給されません)

いずれの手当も、障がいの状態が一定の基準に該当することが必要であるほか、本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があります。なお、支給を受けるには市(福祉介護課)への申請が必要です。

問合せ先 福祉介護課 社会福祉担当(内線768)

後期高齢者医療 人間ドックへの助成を行います

富山県後期高齢者医療広域連合は、人間ドック費用の一部を助成します。

事前に対象となる検査(医療)機関でドックの日時を予約後、検査の14日前までに市民課で申請してください。

申請には後期高齢者医療被保険者証、印鑑を持参してください。

助成額 費用の2分の1(15,000円を上限)

対象となる検査(医療)機関

厚生連滑川病院のほか、県内指定機関

問合せ先 富山県後期高齢者医療広域連合 総務課(☎465-7501)  
市市民課(内線384)

